第10期第2回 福祉のまちづくり推進会議

議事録

日 時:2019年8月19日(月)午前10時開会 場 所:札幌市役所本庁舎6階 1号会議室

1. 開 会

○事務局(木下企画調整担当課長) 皆様、おはようございます。

まだお見えになられていない委員の方もいらっしゃるのですけれども、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから第10期第2回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中を皆様にお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。 私は、福祉のまちづくり推進会議事務局の、障がい福祉課で企画調整担当課長をしております木下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の竹村からご挨拶を申し上げます。

○竹村障がい保健福祉部長 皆さん、おはようございます。

障がい保健福祉部長の竹村でございます。

本日は、大変お暑い中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。 会議の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

平成29年9月から始まりました第10期推進会議の委員の皆様でございますが、非常に活発にご議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

今月いっぱいをもちまして満了ということになりますが、第10期の全体会議は本日が 2回目の開催となります。これまで、委員の皆様方には、部会などにおきまして熱心なご 議論、ご審議をいただき、また、貴重なご意見を頂戴いたしましたことに、心からお礼を 申し上げたいと存じます。

本日は、第10期の締めくくりの全体会議でございます。何とぞ、皆様方から積極的な ご意見を頂戴したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○事務局(木下企画調整担当課長) それでは、事務局から委員の皆様方の現時点での出 欠の状況についてご報告させていただきます。
- ○事務局(平塚事業計画担当係長) この会議の委員の数は24名になっております。現在出席されている方は、お1人まだお見えになっていらっしゃいませんが、現在17名となっていますので、福祉のまちづくり条例施行規則により、当会議は成立することをご報告いたします。よろしくお願いします。
- ○事務局(木下企画調整担当課長) 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。 ○事務局(平塚事業計画担当係長) 事前にお送りしておりまして、本日、ご持参いただいていると思うのですけれども、念のため、資料を確認いたします。

まず、資料1、A4判横長の第10期福祉のまちづくり推進会議開催状況というカラー 印刷になっているものです。次に、資料2-1も横長のもので、右上に資料2-1と書いていると思いますが、バリアフリーチェック実施概要と書かれたものです。次に、資料2-2、トイレ事例集への意見と修正案が書かれているものです。次に、資料2-3、カラーで印刷しました縦長のトイレ整備事例集と書かれたものです。次に、資料3-1、心の

バリアフリーガイドわかりやすい版への意見と修正案が書かれたものです。最後に、資料3-2、カラーで印刷しました横長の心のバリアフリーガイドわかりやすい版をお配りしております。

不足している方はいらっしゃいますか。

○事務局(木下企画調整担当課長) それでは、議題に入ります。

本日は、事前にご案内させていただきましたとおり、各部会から活動を報告いただき、 それを皆様で確認いただきたいと思います。

これからの進行につきましては、石橋会長にお願いいたしたいと思います。 先生、どうぞよろしくお願いいたします。

2. 議 事

○石橋会長 皆様、おはようございます。

北海学園大学の石橋でございます。よろしくお願いいたします。

第10期の福祉のまちづくり推進会議の委員任期が今月末までということで、本日は2年間にわたり、二つの部会で議論された内容を報告していただき、全体で再確認したいと考えております。

まずは、この2年間の推進会議の開催状況について、事務局から説明していただきます。 その後で、議題に入りまして、各部会での審議状況を確認したいと思います。よろしくお 願いします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) では、この2年間の開催状況をご説明いたします。 資料1をごらんください。

審議内容は、詳しくは後で議題に入ってからご説明しますので、ここでは概略のみをお 伝えいたします。

まず、平成29年9月に第10期の任期が始まりまして、第1回の全体会議は12月2 2日に開催しております。ここでは、会長、副会長を選任するとともに、その前の第9期 と同様に、バリアフリーのハード面、ソフト面の両方の部会を設置し、その結果を最後の 全体会議で報告するという仕組みを確認いたしました。

ハード面は、札幌市の施設を建てる際に当事者の方々の目でチェックしていただくバリアフリーチェックの実施と検証について、ソフト面は、心のバリアフリーガイドの子ども向け版を作成する方向性が出されております。

ハードの部会は、公共的施設のバリアフリー部会では、第1回を昨年11月、第2回を ことし3月、第3回をことし7月に開催しまして、バリアフリーチェックの進め方につい て、課題を出し合い、特にことし6月に実施しましたMICE施設のチェック状況も踏ま えまして、チェックの実効性を上げる方策の一つとして整備事例集の検討を進めました。

一方、ソフトの部会、心のバリアフリー部会では、昨年3月、11月、ことし7月の計 3回開催しまして、第9期で作成した心のバリアフリーガイドの子ども向けのものをわか りやすい版と名づけて作成することとし、掲載内容の検討、あわせて、活用方法の検討を 行いました。

本日の全体会議では、これらの部会の審議内容を後ほど皆さんで確認していただきます。 以上です。

○石橋会長 それでは、早速ですけれども、議題に入りたいと思います。

まず、議題(1)公共的施設のバリアフリー部会報告になります。

公共的施設のバリアフリー部会では、6月4日にバリアフリーチェックを実施したほか、この結果を踏まえてバリアフリーチェックのあり方について議論しました。さらに、このあり方議論を踏まえて、事例集の作成に着手しております。これらについて、部会で交わされた意見を事務局がまとめておりますので、まずは、この資料に基づいて、事務局から報告していただき、その後で部会長からコメントをいただきたいと思います。

事務局、よろしくお願いします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 事務局から説明いたします。

公共的施設のバリアフリー部会からの報告は、大きく分けまして3点あります。

一つは、6月に実施しましたバリアフリーチェックの実施概要について、次に、今後のバリアフリーチェックに係る意見交換について、最後に、トイレの整備事例集についてになります。

連続した内容になりますので、まとめてご説明したいと思います。

まず、バリアフリーチェックの実施報告です。

資料2-1をごらんください。

バリアフリーチェックとは、心のバリアフリー部会の方は詳しくご存じないと思うのですけれども、札幌市が施設を建てる際に条例の整備基準を上回る、よりバリアフリー化された施設となるように設計や施工の段階で当事者や福祉のまちづくり推進会議の委員が図面や現地をチェックするものです。

今回、中島公園内にオープンする予定の大規模な国際会議や学術会議のための施設、これをMICE施設と言うのですけれども、この設計段階のチェックを行いました。そのときの意見と施設を実際に建てる担当部局の考え方を示しております。

時間の関係から、ここでは代表的なもののみをご報告します。

まず、視覚障がいのお立場からの意見として、誘導ブロックや点字表示のご要望が出されており、これらについては、前向きな回答がされております。

次に、大きなものとして、駅から施設までのスロープの形について、また、幅や距離、 勾配についてご意見をいただいております。

さらに、トイレについてのご意見も幾つかありまして、提案された図面では、多機能トイレについて、より多くの人が集まるフロアのみに設置していたのですけれども、これを一部のフロアだけではなくて、例えば、一般のトイレの中でも車椅子で入れるブースを設けてほしいというご要望、男性用、女性用の中に多機能トイレ部分をつくるのではなくて、

独立したトイレにしてほしいというようなご要望も受けております。

また、メーンホールからトイレへの動線が長いということがありまして、これは改善していただきたいというご意見をいただいたのですけれども、その時点では担当課からは、セキュリティーの面などで難しいというような回答がされています。

事情により難しいとの見解が示されているものもあるのですけれども、おおむね皆さん のご要望に応じる方向で検討を進めていただいているところです。

次に、今後のバリアフリーチェックに係る意見交換の部分です。

今、ごらんになっていた資料の裏面をごらんください。

この部会では、最初からバリアフリーチェックのあり方検証ということで課題を整理してきました。チェックをするたびに同じような指摘事項が出るという状況などがありまして、いただいた意見の積み上げや周知も含めて、このチェックの実効性を高める必要性について、たびたびご指摘いただいています。

6月のMICEのバリアフリーチェック実施後の7月の最後の部会でも同様にこの点が 議論されており、そのときにいただいたご意見をこの資料で一覧にしています。

主なものをお伝えします。

一つは、実施時期に関することです。

実効性を持たせる、つまり、意見を反映させることが可能な時期に実施することが望ましいという意見が以前からあったのですけれども、今回の部会でもチェックの結果を検証できるようなプロセスにするとか、担当部局でバリアフリーの意識を高く持つことが難しいのであれば、実施設計ではなく、基本設計段階でのチェックが必要ではないかというご提案をいただいています。

また、実施方法についてですけれども、設計段階のチェックについて、図面でのチェックになるのですが、完成形のイメージや、特に広さと幅のイメージが湧きにくいという課題がありまして、図面だけではなくて模型や写真、映像を用いた資料提示が望ましいというような意見、また、図面についても、今回はわかりやすさを重視して細かい縮尺を省いたのですけれども、逆に、わかりづらくなってしまったので、縮尺の明示が必要とのご意見をいただいています。

さらに、このチェックの位置づけとして、助言をして終わりということでなくて、意見をきちんと反映できる仕組み、さらには、事業を実施する担当部局について、バリアフリーの意識を高めることを求められています。

事務局としましては、現在進行中の施設については、もちろん、これらの意見を踏まえて実施時期の調整などを進めていくのですけれども、あわせて、今後、将来的にチェックに実効性を持たせるように適切な実施時期や実施手法について、一定の標準的なルールを決めていくよう検討を進め、さらに周知をしていきたいと考えております。

次に、トイレの整備事例集に関する部分です。

縦長のA4判の資料を見ていただきたいのですけれども、まず、なぜこの事例集を検討

することになったかについてですけれども、今までのご説明につながる部分ですが、第1 回の部会から過去のバリアフリーチェックで出した意見が生かされていないのではないか というご意見が課題として出されておりました。私どもとしては、札幌市の施設が計画さ れる場合に、これまで出していただいたご意見を伝えてはいるのですけれども、施設によ って建設を担当する部局が異なるという事情もありますし、また、石橋会長や石田部会長 などからたびたびご指摘いただいていますが、そもそも整備基準を上回る設備が求められ ていることを余り意識できていない部局があるのではないかということがあるのも事実だ と思います。

これまでの議論を振り返りますと、施設を計画する初期の段階で十分なバリアフリーを 意識した計画になっている必要があるわけで、それがなされていないからこそ、設計の早 い段階でのチェックが望ましいというご意見が出ているものだと思われます。

ただ、早目の段階でチェックを行うとしましても、何もない段階で意見を言っていただくというのはいくら形や映像があったとしても、現実的に難しい部分はあると思います。 その意味でも、各部局が計画をする段階で当事者が条例の基準以上に何を望んでいるかを知っておくことが望ましいと考えますので、そういったことから、目に見えるマニュアル、ガイドラインが必要と考えました。

これまでのバリアフリーチェックの中で、数多くの意見が出てきています。それらを集 約してガイドラインを作っておくことで、最初からそれを踏まえた計画をしていただくこ とが今よりも可能になる、つまり、実効性が保たれていくと考えています。

こうした背景から、これまでのチェックで出された意見を積み上げてガイドラインを作成することとし、その第1弾として、特に外出時に不可欠となるトイレに関するものをまとめることにしました。

それをまとめたものがカラー印刷のものです。

これは、7月の部会で案をお示しし、いただいたご意見をもとに修正したものです。

まず、これまでの議論に基づいて、市役所内の部局に条例を上回る当事者目線でのバリアフリー化が必要であること、そのためにバリアフリーチェックがあること、そもそものことを周知する意味で、1ページ目に福祉のまちづくり条例とバリアフリーチェックの意義を記載しております。

2ページ目の1-3では、この事例集が札幌市として最大限望ましい整備基準を取りまとめたものであるという位置づけです。その後は、先ほどご説明した実施時期のことで、例えば、提案時には写真や映像による資料作成が望ましいということについても記載しています。

その後、内容に入っていくのですけれども、内容については、細かい部分は部会で見て いただいているということもあって、全体の構成と要点のみ説明したいと思います。

まず、全体の流れですけれども、部会で提示したものと全体の流れを変更しているので すが、これはわかりやすさを重視して変更したものなので、内容としては部会に提示した ものに修正意見を取り入れたものになっています。

条例では、もともと条例で定めている守るべき基準と望ましい基準というものが記載されています。これが現在の条例の位置づけです。今回、その二つの基準に加えて、バリアフリーチェックの意見をさらに望ましい整備として掲載するという構成になっています。 守るべき基準を青色、望ましい基準を緑色、今回、追加しているさらに望ましい整備をピンク色で表示しています。

次のページは、建築物におけるトイレ配置の考え方として、まず、概要を示したものになります。後半のピンク色のタイトルの部分ですけれども、車椅子使用者用便房、一般に多機能トイレと私たちが言っているものですが、これを男性用、女性用とは別に独立して設置する、フロアが異なっても同じ場所の配置にする、さらに、独立したものを設けた場合でも男女一般トイレの中に広めの便房があることが望ましいという記載をさらに望ましい整備として記載しています。

その次のページからは、標準的なトイレのレイアウトの例を掲載しております。この中で、守るべき基準、望ましい整備、さらに望ましい整備を可能な限り色分けして示しています。

このレイアウトは、現在の施設整備マニュアルと同様に、あくまで例示となっています。 なので、このレイアウトでなければならないというものではありません。

このレイアウトを見ていただきたいのですけれども、一つ目の例は、一般的なトイレのレイアウトです。視覚障がいの方のための入り口の音声案内のことなどを示していますし、この図では奥のほうに広めのブースを設置しています。これは独立した車椅子用のトイレ、いわゆる多機能トイレが別に設置できない場合は、一般のトイレの中に車椅子で入れるブースが必要という図になっております。

なお、次の図ですが、一般のトイレの中に設置する場合でも、独立して設置する場合でも、多機能トイレの部分については、こういったレイアウトが望ましいとして掲載している図です。内部の寸法や呼び出しボタンの位置などを示しています。

さらに右側の図は、独立した多機能トイレで、例えば、オストメイトや大型ベッドが一緒に設置しているようなパターンをもう一つご紹介したものです。これは、あくまで例示ですので、その次のページ、表になっているページが始まるのですけれども、ここでは個々のトイレの中の設備について、項目ごとの基準を載せまして、細かく理解していただけるような構成となっています。

なお、この事例集については、今回ご承認いただけましたら、実効性を高める方策の一つとして関係する部局が施設を計画する際にバリアフリーを意識していただけるように、 周知するときに使いたいと思っています。

事務局からは以上です。

○石橋会長 それでは、この部会の取りまとめ役の石田部会長、部会での審議の中で特に 課題として上がった点について、ご報告をお願いいたします。 ○石田委員 おはようございます。

北海道科学大学の石田です。

それでは、今、詳細にご説明がありましたので、僕からは、各部会メンバーの方々がどういう思いでこの部会で検討してきたかについて、1点だけお話をさせていただきたいと思います。

まず、MICEの施設の実施の結果の概要について、当日、部会のメンバーがさまざまな視点でいろいろ思いをめぐらせて意見を述べさせていただいているのですけれども、先ほどご説明がありましたように、我々の意見がどの段階でどういう権限を持って、どれだけの力があって、その施設に対して反映できるのか、もしくは、意見を出したものに対して回答をどのような形で、例えば、全てをかなえてほしいという意見ではなくて、皆さん自分たちが思う立場とか経験から意見を述べているので、それがさっと知らない間に流れてしまうことがありました。

ですから、そういったところをもう一度制度としてしっかり設計してほしい、我々の部会がどういう立ち位置でバリアフリーのチェックをして、それらについて、きちんと効果も含めてやっていきたいというのが大きな意見としてありました。

中でも、やはり基本設計、予備設計、詳細設計、そして、実施設計、さまざまな設計段階で見られるものと見えてくるものが違うので、それらについては、なかなか皆さん設計の専門家ではないので、イメージできるようなものを材料としてしっかり用意しながら、なるべくよいものをつくっていきたいというのが部会の中で皆さんとかなり議論させていただいたものですから、これは市の中でも今後はそういう形で進めていきましょうという合意を得ていますので、その辺が大きな成果といいますか、結論としてあります。

これが来年度以降、さまざまなところで、ここで議論されたことが設計なり計画の中でしっかり反映されていくことを願うことがまず1点です。

あとは、トイレの整備事例等もそうですけれども、本当に活発な議論が部会の中でできていまして、それらの意見をこれからきちんとうまく取りまとめていって、札幌市全体のまちづくりの中で、バリアフリーというものを充実していけるようにしっかり進めていくというような意見が多く出てきました。

私からは、たくさん議論があって、とにかく設計なり施工の現場でしっかり反映していくことができたことをご報告させていただきます。

以上です。

- ○石橋会長 それでは、この会場で、もう一つの部会の方もきょうはご出席していただい ていますので、どなたでも結構ですから、ご質問やご意見がございましたらお願いしたい と思います。
- ○越智委員 公募委員の越智です。

私は、整備の部会に入っていなかったのですけれども、この資料をいただきまして、気がついたことだけ申し上げたいと思います。

今も議論というか、意見として出ていて、認識もされていますけれども、問題は札幌市で公共的施設をつくる際に、できるだけよいものをつくろうという観点から、それぞれやっているわけですが、一つは制度的に担保する方法を確実にしておかないと、今も意見が出ていましたけれども、残念ながら既に10年前とか15年ぐらい前から言われていることの繰り返しではないかと思うのです。

障がい福祉課でこういった会議を主催されていても、個々の公共施設の整備に当たっての事務局まではまだ行っていないのかなと思うのです。今回もいろいろな意見を集約して、それを関係部局にわたすとなっても、現実には建設局にわたすことになるのかなと思うのです。いろいろな部局で公共施設をつくるにしても、各局がそれぞれのレベルで発注しているのではなくて、一回、建設局にお願いする形になるかと思うのです。したがって、建設局で、それぞれ発注するときに、設計会社とのやりとりも含めて全部やっているかと思うのです。そして、前もって原局では意見を当然伝えているのでしょうけれども、やはり建設局である程度そういった認識に立ってもらわないと、今も出ていましたが、過去何回も同じような意見が寄せられて、結局、新しい公共施設で同じようなことをやっているとなれば、やはり時間ももったいないし、今までやってきたことが余り生かされていないとなれば、何のためにやってきたのかということになります。それは、ある程度きちんと反映させる事務局体制もここできちんとやっておかないと、また、次にやっていっても同じことの繰り返しが続くのかなと、私は個人的に思っています。

それから、トイレの整備事例の中で、トイレに広さについて書いているのですけれども、②の便房の大きさで、便房の広さは200平米程度とする(転回できるスペース確保)となっていますが、200平米といったら広過ぎるのではないかと思ったのです。これは数字的に問題ないのでしょうか、これは質問です。

最後に一つ言わせていただきたいのは、公共施設を整備してきて、利用する誰にとっても使い勝手がいい施設を目指していると思うのです。そのためにいろいろな意見を出し合ってやってきているのですけれども、私自身が昔経験したことをお話ししますと、地区センターに体育室が併設されていまして、例えば、実際にバドミントンをするぐらいの基準の広さは持っていると思います。たまたま、ある地区センターを見に行ったときに、バドミントンをやっている方がいたのですが、一番振りかぶったときに壁にラケットが当たるのです。だから、余裕が余りなかったのです。現実に、夢中になってやっているときに、振りかぶったら当たるということがあったのです。やっている人に意見を聞いたら、非常にやりにくくて困っていますとも言われたことがあったのです。

それはかなり前ですけれども、そういったこともあるものですから、せっかく施設をつくるときには、そういったレベルの問題も含めてやっていくことになると思うのです。ただ、施設をつくるほうに要望として意見を上げることはもちろん結構ですが、その意見を担保するために、もっと役所内でルール化して、最低限ここまではやってもらうと。

今もこれを見ていますと、もともとの基準があって、さらに望ましい基準という言い方

になっています。それをもっとよくするという意味ではいいのですけれども、望ましい基準より、より一層望ましい基準が最低基準になるといったことも考えたほうがよろしいのかなという気はしています。

以上です。

○石橋会長 いろいろな意見をいただきましたので、私のほうでも整理させていただきま す。

まず1点目のご指摘については、要するに、建築の担当部局、今回のMICEでしたら経済観光局、実際に建築の技術的なやりとりをする、知識を持っている建築の部局、そして、計画設計者の3者が当事者だったと思うのです。皆さん、素人ですからわからないと思うので、具体的にこの3者がどういう形で議論を進めていっているのか、直接立ち会っていないので、わからないと思うのですけれども、一般的な札幌市有の建築物のつくり方みたいなところを簡単にご説明していただきたいと思います。その中で、バリアフリーの考え方がどんな形で織り込まれていっているのか、そこがわかりにくいのではないかというのが1点目の質問の趣旨だと思います。

2点目は、資料2-3の3枚目の裏面の数字について、これが正しいのかどうかという ご指摘です。

3点目は、1番目のご質問でもあったのですけれども、意見を担保する方法です。ここで集約した意見をどんな形で担保したらいいのだろうか、これは意見だと思います。

それについて、事務局で何かコメントがありましたら、説明とあわせてお願いいたします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 最初のどういった手順で市の施設がつくられていくかということですけれども、私も調べてきていないので、詳しく説明するのが難しいですし、以前からは少し変わってきている部分もあると思います。ですから、本当に基本的な部分だけお伝えします。

札幌市が何かの施設をつくりますと計画して、基本的な計画をする段階で、札幌市役所全体での合意がなされ、市長の判断がなされます。その後で、パブリックコメントと言いまして、市民に対して、こんな計画を考えています、意見を下さいといったことをするのです。そのパブリックコメントを経て、基本計画が決定し、その後、基本設計、実施設計という流れになります。

越智委員がおっしゃったように、都市局という建築を専門にした部局があるのですけれども、実際の計画は事業を実施する部局、例えば、今回のMICE施設であれば経済観光局が主体としてやっていますので、私たちもそことやりとりをしています。私たちも、早い段階からどういった計画がされているのか、どういった予定があるのかというのを聞いておきたいというのもありますので、定期的にいろいろな部局に照会して、何か建設の予定がありますかということを聞いて、早目に調整に入ることにしています。

ただ、越智委員がおっしゃったように、また、皆さんがご懸念として感じていらっしゃ

るとおり、これは私たちの問題ですけれども、実際に実施する部局に対して、こういうふうなバリアフリー意識を持ってやってくださいと最初の段階できちんと示せていなかったのだと思います。それは、今までの経緯を調べてみますと、まとまったもの、体系的にまとまったガイドラインみたいなものがない中で、こういう意見が出ているので、バリアフリーの意識を持ってお願いしますといっても、多分、そこがなかなか浸透していなかったのかなと思います。

ですから、そういうこともあって、今回はトイレのところから始めていますけれども、 一旦、目に見えるガイドラインをもって、それを関係する施設を建設する可能性のある部 局にきちんとお伝えしておいて、計画する段階からこのマニュアルを見てやってもらおう というのが今回のトイレの事例集の考え方です。

それとは別に、札幌市の庁内できちんと担保できるようなお話がありましたけれども、これは、正直に言いますと、今の時点でそうしますというふうにはなかなか言えない、いろいろな調整が必要なものですから、ご意見として受けとめさせていただいて、どういうふうに担保がかなえられるかは、私たちのほうで真摯に考えていきたいと思います。

それが1点目についてのお答えになります。

次に、トイレの便房の大きさについては、200平米ということはないと思いますので、単純な誤字だと思います。その前の3-1-2の図に描いてあります一つの辺が200センチメートル程度というところです。これは望ましい整備のところに書かれていますので、実際に今ある施設整備マニュアルにこのような記載があるものです。 200平米というのは、単純に誤字だと思いますので、ここは申しわけありません。

次に、最後の地区センターのお話がありまして、多分、障がい者ということだけではなくて、いろいろな面で施設の使いやすさを考えていかないといけないというようなご意見だと思います。

その後、最後のもう一回実効性の話があったと思うのですが、越智委員が最後におっしゃられた、今、バリアフリーチェックの意見をまとめて、これをさらに望ましい整備として出しているけれども、これが最低基準になっていったほうがいいのではないかというご意見については、条例の基準そのものを変えていくという大きな話になりますので、これは今後の検討課題となっていくと思います。

- ○越智委員 わかりました。
- ○石橋会長 それでは、ほかの委員の方、ご意見、ご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

私からお伺います。

私は、たまたま朝日新聞をとっていまして、先週末の夕刊に、今、東京都がオリパラ開催に当たって、いろいろ施設整備をしていく中で、トイレの整備の基準をどうするかという議論がなされている記事が載っておりました。具体的にすごく理想論みたいなところで、今は障がい当事者だけではなくて、要するに、性の多様化に対する対応であったり、さま

ざまな状況の利用者をどういうふうな形で考えていくのかと言った図面入りの記事がありました。すごく上から目線になってしまうのですけれども、私が知る範囲の中では、かなりできがいいといいますか、先進的な考え方なのかなと個人的には思いました。

これは事例集ですから、究極ではないですけれども、今、現段階の中では、東京都の取り組みは、オリンピック・パラリンピックをやるという話ですし、たまたまパラリンピックの会場で使うという前提のもとでの条件つきにはなろうかと思いますけれども、あれは実現すると思うのです。ほかの行政市の資料ですから調整は要るのかと思うのですけれども、本当は最先端の理想の姿としてここまで考えてもらいたいということを事例集に載せるというのは一つあるのかなと思ったのです。

まず、朝日新聞をごらんになりましたか。

○事務局(平塚事業計画担当係長) すみません、見ていません。

今のお話についてコメントさせていただくと、確かにLGBTの考え方というのはこれから取り入れていかなければいけないと思っています。ただ、私たちは障がい福祉の部局ということもあって、そういうところを取り入れるには、私たちももっと研究していかければいけないですし、関係する部局とも調整していかなければいけないと思います。

それで、このガイドラインは、一旦、今の時点で集約したものと考えています。ほかの設備についても、これは考えていかなければいけないですし、これからどんどん更新されていくものだと思うのです。これはまだ不十分なもので、もっといろいろとつけ加えていかなければいけないのだと思うのですけれども、それを今、全部整理してから流していこうとすると、とても時間がかかってしまうので、一旦、今の時点でのものをこれから庁内に周知していくときに使っていこうと思っています。例えば、次の任期も含めて、こういったことをもっと協議していくことになると思うのです。その中で、いろいろな視点を入れて、どんどんリニューアルしていけばいいかなと思っています。

○石橋会長 お答えをありがとうございました。

そういうことで、これはとりあえずの取りまとめで、これから次期も含めて議論を進めていく余地があると受けとめました。

ほかにございますでしょうか。

○石田委員 何度も申し上げますが、先ほどの越智委員の意見でもありましたけれども、 僕も2年前からこれを担当させていただきまして、過去の経緯でどういったことがあった か、なかなかわからないところもあるのですが、いずれにせよ、我々の委員会が存在して いる意味、我々が言葉で発することの意味を、ただ、エビデンスをつくるためにいろいろ な意見が出ました、できるものとできないものがあります、できない理由を述べずに現場 が進んでいくということだけは避けていただきたいと思います。我々も、全てをかなえろ というふうに言っているわけではなくて、ただ、アドバイスとして経験を含めてこういっ たことができればもっと望ましいのではないかという意見を実際にそこを施工管理してい く側に真摯に受けとめていただいて、できないものは理由を添えてきちんと回答していた だきたいのです。できないものは、こういうものを反映したので、それを広げていくため に、こういったガイドラインや事例集に盛り込んでいきましょうというような、きちんと 流れが制度として成り立てられれば一番理想ですので、今までとはスタンスを変えてしっ かり制度設計をしていただければという我々部会からの意見を代表としてお話しさせてい ただきます。

○石橋会長 今のご意見について、特に何かございますか。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 私もここに来たのが4月なので、過去の経緯は難しいのですけれども、今までの経緯を見ていますと、何度も同じ話題が出ていたり、何度も同じ指摘をいただいていたりということがあるのです。ですから、委員の皆様がそういうふうにお感じになるのはごもっともだと思いますし、そこを丁寧に対応できていなかったのは、私たちの手落ちの部分だと思います。今後、皆さんにそういったご心配をされないような仕組みにしていきたいと思っています。

○石橋会長 実は、今の石田委員のご指摘については、私も反省するところがございます。 私は、工学部建築学科で建築技術者を教育している立場です。まさに、これは教育が行き 届いていない一つの結果だと思っているのです。本当は、私みたいな立場の人間が建築技 術者を教育するときに、こういう意識をきちんと徹底させたら、そもそも起こらないので す。やはり、建築教育現場においても、意識が低い結果としてこういう今の状況に至って いると思います。

石田委員のご指摘については、私自身の立場から見ても、非常に反省すべき点が多いと 思いました。

○中田委員 中田と申します。

ハードの部会にいまして、一応、建築士です。

意見ですけれども、トイレの整備事例集は、なかなかよくまとめられたなと思って評価しています。特に、現在の基準から望ましい基準、さらに望ましい基準という3段階で文章なり図面でまとめられたことは、非常にわかりやすくていいと思います。私も、いろいろ意見を言ってきましたが、そういう面では非常にいいものができそうだと思っています。ただ、ちょっと気になるのは、福祉のまちづくり条例や施設ガイドラインは、トイレだけではないと思うのです。バリアフリー新法、移動円滑化法には、通路の幅や入り口の構造、段差、勾配、いろいろな基準があるわけです。それがこういった形で事務局主体でやり切れるかどうか、老婆心ながら心配しています。今の基準をベースに組みかえていくことになると思うのですが、私の任期はこれで終わりかもしれませんので、ガイドライン全体の改定を取り組んでいかれるのか、そのスケジュールはどうか、国、国交省の基準とどう関連させていくのか、そのあたりが気になりますので、注意してやっていただければと思います。

以上です。

○石橋会長 事務局から何か回答がありますか。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 中田委員がおっしゃったように、施設整備基準については、トイレの話だけはなくて、通路幅の問題、段差の問題、エレベーター、エスカレーターなどの問題など、いろいろ幅広いです。今回、ニーズが一番多いトイレについてまとめましたけれども、もちろんこれで終わりとは考えていません。

これは次の任期が始まるときに、次の任期の方と協議しなければいけないのですが、一つの方法としては、次の任期において、別の部分の整理を進めていくことを考えています。 選択肢の一つとして、そういう方向があると思っています。

以上です。

- ○中田委員 わかりました。
- ○石橋会長 申しわけございません。きょうは、もう一つ議事がございまして、時間の関係がありますので、この議題については、一旦ここで閉じさせていただいて、またご意見がございましたら最後にいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、今回提示していただきましたトイレの整備事例集については、先ほど の誤字脱字等を修正していただくことを条件に承認することで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

そうしましたら、もう一つの議題に入っていきたいと思います。

議題(2)は、心のバリアフリー部会の報告になります。

心のバリアフリー部会では、第9期で作成していただいた心のバリアフリーガイドの子 ども向けのものを、わかりやすい版として作成しております。

これについても、部会で意見をいただいた上で、事務局が修正案を作成しておりますので、修正案を部会で交わされた意見とともに、事務局からご報告していただき、その後、部会長からコメントをいただきたいと思います。

それではまず、事務局からよろしくお願いいたします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 心のバリアフリー部会では、子ども向けの啓発冊子、 心のバリアフリーガイドわかりやすい版の案を作成しました。

まず、配付先ですけれども、小学校4年生全員に配付することを想定しています。これは、実は、小学校5年生を対象に社会福祉協議会の地域福祉全体を学ぶような冊子があるので、心のバリアフリーの考え方を4年生で学んでいただいて、5年生で社会福祉協議会の冊子を使っていただくということで、連続性のある学びができるのではないかという理由です。

次に、この冊子の構成についてですが、ページごとに見る前に、部会でいただいた幾つ かのポイントをお伝えしたいと思います。 まず、子どもの発達段階を考慮して、ボリュームを絞って漫画やイラストを用いてわかりやすく伝えようとしています。また、わかりやすさを重視して、全体の流れとして外から見てわかりやすい障がい種別、視覚、聴覚や車椅子を紹介した上で、目に見えない障がいもありますという流れにしています。子どもにはちょっと難しい概念なのかもしれませんけれども、共生社会とは何かということや、障がい特性への理解の大切さについてもきちんと触れるような形にしています。

これらのポイントを踏まえて、事務局で作成した原案を先月の部会で提示しまして、そのときの意見とどのように修正したかを示したのが資料3-1になります。

そして、修正後の原稿が資料3-2のカラー印刷のものです。

カラー印刷の中では、赤色の囲みのところが部会の後で修正した箇所になります。ここを中心にごらんいただければと思います。

それでは、お手元にあるカラー印刷のものを順番に見ていただきながら、主な点をご説明します。

まず、1ページ目をめくっていただいて、目次があると思うのですけれども、目次の下に、バリア、バリアフリー、心のバリアフリーの説明を入れています。これは部会での意見を参考にしまして、政府広報の文言を使いつつ、でも、できるだけ子どもにわかりやすい言葉というふうに工夫して修正しています。

次に、右側、「『共生社会』ってなんだろう?」というページがありますけれども、こ こで共生社会の説明をしています。

3行目で、実は、心のバリアフリーや共生社会というのは説明が結構難しいところですけれども、教育委員会にも相談しながら、「女の人も男の人も、高齢の人も若い人も、お互いの個性や、他の人との違いを大切にして、一緒に支えあっていく社会」を共生社会の説明としています。政府広報では、人格を尊重してということが書かれているのですけれども、やはり小学校4年生には難しいという教育委員会からのご助言もあり、こういった文章にしています。

その次のページから、具体的な障がいの説明になっていくのですけれども、概略だけ言いますが、2ページから7ページ目までは視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由といった目に見える障がいについて紹介し、それぞれどのようなことに困っているのか、私たちがどんな配慮をすればいいのかを子どもにも伝わりやすいように漫画を用いて説明しています。

3ページ目の下では、視覚障がいの方がよく使うものとして白杖の説明をしています。 また、めくりまして、5ページ目は、聴覚障がいの漫画のところですけれども、ここの 赤色の囲みになっていますが、コミュニケーションという言葉を使っていますが、コミュ ニケーションの説明を入れています。

ちょっと飛びまして8ページ目から9ページ目を見ていただきたいのですけれども、ここでいろいろな障がいについてということを載せています。

内部障がいとか色弱、知的障がい、発達障がい、精神障がいなど、見えにくいさまざま な障がいがあることを説明しています。

また、9ページ目の一番下の赤色の囲みになっているのですけれども、見えない障がいがあることを意識してほしいという趣旨の文章を載せています。これは部会でご意見があったところで、ふだん、まちで生活しているに当たって、もしかしたら見えない障がいを持っているかもしれないということを意識してくださいということはとても大事なことなので、それを重ねて説明するような形にしています。

また、次に、10ページ目に、「手助けしてみよう!」とあるのですけれども、部会の中で、障がいのある方を支援するということをどういう言葉であらわすかというような議論がありまして、手助けがいいのか、お手伝いがいいのかという意見交換がありました。これも、教育委員会の方にご相談しましたら、この心のバリアフリーの趣旨に合うのは手助けではないかというご助言がありましたので、全体的に手助けという言葉を使うように変更しております。

以上が内容に関するご説明です。

なお、この案については、今回、この会議でご承認をいただいた上で、実は、第9期で作成しました心のバリアフリーガイドは、いろいろな障がい当事者団体の方々にお見せして、最終的にご意見をいただいています。ですから、このわかりやすい版についても、幾つかの障がい当事者の団体の方々に見ていただこうと思います。それによって、構成が大きく変わることはありませんけれども、細かい文言について、追加や修正があるかもしれませんが、それについては、ご了承いただけたらと思います。

また、今のところ、今年度中に小学校4年生に配付したいと考えていますけれども、具体的な時期については、教育委員会と調整中となっております。完成しましたら、もちろん委員の皆様にもお送りしたいと思います。

以上です。

- ○石橋会長 それでは、吉田部会長、部会での議論の中で、特に補足やご意見がございま したら、それも含めてご報告をお願いいたします。
- ○吉田委員 部会長の吉田です。よろしくお願いいたします。

私からは、2点をお話しさせていただきたいと思っています。

まず、1点目は、心のバリアフリーガイドのわかりやすい版についてですが、誌面の都合上、あるいは、記載する内容等が限られているということもございまして、どのような表現を用いるのか、どのようなイラストを使うのか、どのような言い回しにするのか、なかなか難しいところがあり、委員の皆様からは忌憚のないご意見をいただき、随分反映させることができたのではないかと思っています。

今期がわかりやすい版ということだったのですが、これまでも含めまして、心のバリアフリーガイド等のパンフレットを作成しております。実際に、次の2点目になるのですが、これらをどのように活用していくのかということが次の重要な課題になっているかと思っ

ています。とりわけ、小学校4年生にわかりやすい版を配付することになりましたが、これをどのように活用するのか、教材としてどのように広く認知していくのかといったあたりは大きな課題であると考えています。

委員の皆様からも、特にこの冊子をつくるに当たってもそうですし、配付した後の問題としても教育委員会などと連携を図っていきながら、小学校4年生に対して積極的にPR していくことが重要かと思っています。

最後の感想といいますか、全体を通してになりますが、これまで、心のバリアフリーガイドの類いのパンフレットをつくってきたのですけれども、先ほどの建物と違ってなかなか心のバリアフリーというのは可視化が難しいものがございます。重要なのは、いかに札幌市民の方から心のバリアフリーを取り除くために、私たちが何となく抱えているバリアをどのようになくしていくことができるのかが大きな課題であると考えております。

次期委員の皆さんともあわせて考えていくべき課題だと思っておりますので、この点につきましては、ぜひ札幌市のほうにお力をいただきまして、次期委員の方々とこの冊子の活用方法、あわせて、市民のバリアの理解を進めていく試みをしていただければと思います。

私からは以上です。

○石橋会長 それでは、今、事務局からご説明いただいた内容、吉田部会長からのご説明 も踏まえて、ここで委員の皆様からご質問やご意見をお受けしたいと思います。

いかがでしょうか。

○沖村委員 公募委員の沖村と申します。

盲ろう者です。

いつもお世話になります。ありがとうございます。

心のバリアフリーガイドわかりやすい版を読ませていただきまして、もう本当に子どもから大人までわかりやすくて、すばらしいものができ上がるなと思って、とても喜んでおります。

ただ、残念なことに気づきました。というのは、私たち盲ろう障がい者のことが載っていないことです。

9ページの下のほうですけれども、ほかのいろいろな障がい者というようなところがあります。そこに、ほかにも目と耳の両方に障がいがある人がいます。それだけで、あとはほかの障がい者のことが書いてありまして、配慮してくださいというようなことがありますけれども、目と耳が聞こえる方は言葉で配慮ができますが、目と耳の両方に障がいがあるとどのような配慮をしたらいいのかもあると思うのです。

多分、今ここにいらっしゃる委員の皆様方のほとんどは、目と耳が悪いということであれば、この視覚障がい者や聴覚障がい者の項目を読めば、大体同じではないかというように思われているのではないかと思います。けれども、それは違うのですよね。私たちは、視覚障がい者でもないし、聴覚障がい者でもありません。視覚と聴覚、二重障がい者、私

たちは盲ろう者と呼んでいますが、その両方に障がいがあるゆえに、困っていることは違 うのです。

一つ一つ細かいところを言いますと、視覚障がい者の中にも書かれていますし、聴覚障がい者の方の中にも書かれています。ですけれども、目と耳という両方ということは、情報取得の困難とコミュニケーションの困難という大きな問題を抱えています。移動の困難もありますけれども、例えば、全盲、難聴の方ですと、ほとんど外出のときは通訳・介助員という私たちの介助の方がいないと、1人ではどうしても動けません。けれども、私のように弱視の方が多いのです。私の場合は、難聴ですので、ある程度、相手の方の声がわかりやすい言葉でありましたら、何とか音声でも通じますけれども、さらに聞こえにくい、あるいは、全く聞こえない方もいらっしゃいます。そういう方でも、弱視であれば、なれた場所では1人で移動していますので、迷ったときに声をかけられたとしても、何かよくわからない状態であったりします。ですので、せっかくお手伝いしましょうかと声をかけられたとしても、何だか通じなくて、または、そっぽを向いているような感じであったりして、何か失れな人だなと思われる場合もあると思います。

例えば、私の場合、視野狭窄ですけれども、皆さん、こぶしを両手で真ん中に穴をあけて両目にぴったりと当ててみてください。双眼鏡をのぞくように、顔を動かさないで真っすぐ前を見たときに、前の人、今、私がまっすぐ前を見ていますと、こちらの方の顔しか見えません、姿しかわかりません。ほかは真っ黒になっているのです。こういうような状態です。それに加えて、聞こえが悪かったり、全く聞こえなかったりすると、かなり重い障がいなのです。でも、そこのところの理解度がまだまだ薄いので、この小学4年生というやわらかい頭のうちに、全部は理解できなくても、少しでもこういう障がい者がいるということを理解してもらえたらうれしいと思っています。

さらに、これが5年生、または、大人、地域の方にもお配りするというのであれば、ページ数の関係もあるかと思いますけれども、何とか1ページは難しければ、半ページでも構いませんので、盲ろう障がいのことについて少し取り入れていただけたらうれしいです。また、コミュニケーション方法は、盲ろう者の場合ですと、触手話という方法もありますし、指点字という方法もありますけれども、それは一般的には難しい問題です。ですが、子どもから大人まで誰でもできるのは、手のひらに文字を書く、一文字ずつ平仮名や片仮名で文字を書くという方法があります。そういうことを子どものときから知っていただけたらうれしいなと思いますので、今、これが案ということでありますので、ここの点を考えていただけたらと思います。

以上です。

○石橋会長 9ページのところの記述も含めて、重複障がい者としての盲ろう障がいのご 自身の感じておられることであったり、ご苦労されていることも含めて、もう少し記述が どうにかならないでしょうかという意見と受けました。

事務局、よろしいでしょうか。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 9ページに目と耳の両方に障がいがある方がいます という記述をしていますけれども、沖村委員のおっしゃるとおり、確かに文章だけでは、 子どもには、どんなふうに困るのかがわかりにくいかもしれないと思いました。

ページ数の問題はあるのですけれども、このページがいいのか、視覚や聴覚の障がいのページに入れるのか、そのあたりは考えないといけないのですが、もう少し子どもに盲ろう者について、イメージできるようなところをつけ加えたいと思います。

実は、ほかにも載っていない障がいがあるのです。ですから、もしかしたらほかの障がいの分野のところからも、これも入れてくださいという話が出てくるかもしれないのです。そういった部分について、事務局に一任していただいて、つけ加えたりすることをお任せいただけたらと思います。

もし一任していただけるのであれば、盲ろう者の部分も盲ろう者福祉協会と調整して、 どのように掲載するか、検討したいと思います。

- ○石橋会長 とりあえず頑張ってみますというご回答だったと思うのですが、よろしいで しょうか。
- ○沖村委員 よろしくお願いします。
- ○石橋会長 ほかにご意見はございますでしょうか。
- ○石田委員 僕から、誌面の内容についてです。吉田委員にいろいろまとめられていただいて、すばらしいものができていますが、先ほどの沖村委員のご意見と同じで、この心のバリアフリーガイドを配れば、小学4年生が理解できるというものではないと思います。できれば、教育する、指導する側もきちんと理解して、これを小学生に配って説明する形をとるためには、このガイドにプラス、重複障がいも含めて、こういうものもあるということを紙1枚でもいいですから必要だと思いました。

中身について、細かい話で申しわけないのですけれども、2ページの視覚障がいの画像で、見えにくい、見える範囲が狭いは、何となくはわかるのですが、何を見て見えにくいのかというもとの画像がないとわかりにくいと思います。本来の画像があって、これぐらい見えにくくなる、そして、これぐらい視野が狭くなるとあったほうがいいような気がします。もちろん、部会で何か議論がされていれば、そちらを尊重させていただいていいと思うのですけれども、ぱっと見のイメージとしてそういう感じを受けました。

もう一点は、同じく、8ページの色弱のところですが、この場合、何の画像かわからないのです。これはお刺身なのですか。これは4年生が見るのなら、例えば、リンゴやピーマン、パプリカだったらわかるのですけれども、これが何かがわからないのです。それをもう少しわかりやすい絵にしていただいたほうがいいと思います。

それから、こちらはカラーユニバーサルデザインの観点でいくと、赤色が色弱のない人、 青色が色弱のある人という色分けをしているので、2ページに立ち返ると、こちらは青色 を白抜きにして、赤色のものを原本の画像を入れたほうが色の持っている意味が変わって きますので、その辺は統一していただいたほうがいいかなと印象を受けました。 最後に、12ページですけれども、「多機能(多目的)トイレ」と記載がある中で、一番下の欄に、「多目的が使えないと困る人がいます」という文章の中に「多機能トイレ」という言葉が出てきていますが、これはどういう統一なのか。多機能トイレと多目的トイレが同じ意味で使っているのであれば、ここの冒頭は「多機能トイレが使えないと困る人がいます」という言葉ではないのかという気がしました。

以上の3点ですが、もう議論済みで、それで結論がこれであれば問題ないのですけれど も、僕から少し感じたことを話させていただきました。

○石橋会長 1点目については、バリアフリーガイドを教師の立場からどういうふうに使ったらいいのかを示す、バリアフリーガイドのガイドみたいなものがあったほうがいいのではないかということです。この辺は、冒頭に吉田部会長がおっしゃったこれからの活用方法の検討の中にも入ってくると思いました。

2点目、3点目については、文言の細かい記載のことです。

あわせて、ご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 1点目の先生用の何か資料が必要ではないかという ご提案ですけれども、学校の授業の場面でどういうふうに使っていただくのかということ 自体が、もうこれから調整していくことなので、その中で先生用の資料があったほうがい いみたいな話が出てくると思います。ですから、今回の先生のご提案を受けて、そのこと を踏まえて、調整を進めていきたいと思います。

2ページ目と8ページ目のイラストは、もともとの心のバリアフリーガイドに載っていたものをそのまま入れているのです。多分、小さくなっていることとか、子ども向けにどうなのかというのは確かにあるので、一旦、検討します。

最後の多目的と多機能が混在しているのは、多目的トイレと書いているところを多機能 にしようとして、し忘れただけなので、修正したいと思います。

- ○石橋会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。
- ○小野寺委員 公募委員の小野寺でございます。

私は、ハードの部会に所属させていただきまして、先ほど紹介していただいたようなことを議論したりしてまいりました。今、示していただいたものと、ハードで入っていて、今までずっと思っていたことがあります。

事務局の方もこの4月からかわられましたが、この2年間の事務局は前期の事務局の方々だったのです。実は、ハードの部会の一番最初のスタートの時点で名称を決めるときに、ハードのバリアフリーの部会というのは、今までは人に優しいとか人に対して思いやりのあるという言葉だったのです。資料にもはっきりと載っていますが、関係の団体から、思いやりのあるという言葉そのものが上から目線ではないかと言われたので、名称を変えましょうとなりました。

議論をしたか、しないか、私はそのときはずっと思っていたのですが、このパンフレットそのものは、すばらしいものだと思います。これが部会長がおっしゃったように、教育

をする人のガイドブックになるのはどうかということももちろんありますけれども、ここをずっと読んでみると、思いやりが1カ所しか出てきていないです。

私の考えでは、人の心、コミュニケーションをとる心、心そのものの基本は思いやりではないかと思うのです。もしかしたら、その辺を事務局、もしくは、我々も含めて、思いやりということが上から目線であるというところがすごくひっかかっております。そういう部分では、あえて使っていないのか。

ただ、私が経験したところだと、全国的にもこういうものをつくるときに、思いやりという言葉は確かに減っています。だから、全国的にそういう関係を考える方々は、思いやりというのは、もう上から目線だということを言っているのか、その辺まで事務局で検討したのか。

前のことなので、今の事務局の方は具体的にはわからないかもしれませんが、はっきりと資料の中に思いやりという言葉は、関係の団体から、上から目線だからということがあったので、名称には使わないでくれという申し入れがあったと私は受けとめていました。その辺が基本的な部分でどうなのか、皆さんどうなのか、すごく悩んでいるというか、福祉のまちづくり推進をするのに思いやりがなくてどうするのだろうという気持ちになりました。

ましてや、ここは小学校4年生です。私も、ちょうど小学4年生の孫がいますが、思いやりなんて聞くと、どんどん返ってきます。思いやりがないと、やはりできないのではないかと私は思うのですが、あえて言葉として思いやりをどんどん書けとは言わないですけれども、何かその辺はどういうふうにお考えなのか、皆さんも含めて考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○石橋会長 今、思いやりという言葉の使い方について、これまでの経緯も踏まえて少し お考え、ご意見をいただいたと思います。

私も記憶が定かではないのですけれども、部会の名称の検討の経緯も含めて、心のバリアフリーガイドの中には、少しそういった言葉が見えないというご指摘だったと思います。 その辺の言葉の使い方については、ある程度、どういうふうなお考えですか。難しいかもしれませんが、もし意識をしたのであれば、教えていただきたいと思います。

○事務局(平塚事業計画担当係長) 実は、私がここに来る前にこの案はつくり始められていたので、正確なところはわからないのです。ただ、部会の名称を決めるときに、思いやりという言葉がどうなのかという議論があったのは承知しています。

実は、確かにここ全体的に思いやりという言葉は使っていないですけれども、最初の目次の下の「心のバリアフリーってなんだろう?」というところに「思いやり」という言葉を使っています。ここは私が考えたところですけれども、やはり子どもに伝えるときに、思いやりという言葉を使わないとなかなか伝わりにくい部分があって、いろいろな議論があったので、余り使わないほうがいいと思ったのですけれども、子どもに伝えるときには、思いやりという言葉が一番しっくりくるなと思って、ここで使わせていただきました。

実は、私も、小学生相手に心のバリアフリーのお話をさせていただく機会もあるのですけれども、そういう場面では、やはり子どもに対しては、思いやりを持ってという言い方をしています。そのことが当事者の方々にとっては、何となく気にさわるところがあるのかもなというのもわかるのですけれども、やはり子どもに伝わりやすいことを考えたときに、思いやりという言葉を使わざるを得ないような状況があります。

お答えになっていないかもしれないですけれども、以上です。

- ○石橋会長 そういったお考えを持って、あえて必要最小限、思いやりという言葉を使われたというふうなご回答だったと思います。
- ○小野寺委員 これは、単に、私が個人的に思っていることなので、これをつくるのに事務局にどうしろ、この推進会議でどうしろという意味ではないです。

ただ、一番基本的なのは思いやりではないかと私は思っているので、障がいのある方々が本当にそういうふうに思っているのだろうか、個人的に何かあってそういうふうに言ったのではなかろうかと思うのです。もし市役所の担当部局が声一つをとって、これはだめだ、一つ声が出ていたのでは使えないとなったのでは、これからどんな推進会議にしてもつくっていくのは大変ではないかと私は思ったものですから、お聞きしたところです。

ものすごく強い意味があるとかないということではなくて、私の個人的な意見で、そういうふうに思ったものですから、聞いてみました。ここに一つ入っていますので、全く使っていないということではないと思います。

- ○石橋会長 ご意見をお願いします。
- ○麻生委員 今、一つの言葉についてですけれども、今回の目的が心のバリアフリーということを進めていくための冊子ということで、その目的に対して、私は当事者ではないですが、思いやりというのは、障がい者であろうが、一般の人であろうが、共通の大事な言葉ですから、あえてここではそういうものは必要ないのではないかと感じます。

ここの目的は、人を思いやりましょうということは、皆さんに言えることで、障がい者でも思いやる人は幾らでもいますから、そこはどういう人がそういうふうに変わったかは知りませんけれども、余りそこにこだわらないで、すっと1カ所でもあればいいような感じで捉えてもらっていいのではないかと思います。

それに加えて言いますけれども、私は発達障がいの関係ですが、8ページ、9ページに 初めてプラスになって、先ほどの社協の小学5年生は、身体と知的ですから、まだ入って いないのです。今度、初めて入るということで、非常に評価しているのです。

やはり、先ほど吉田委員がおっしゃったように、すばらしいものができたのですけれども、児童に障がいを説明するだけの時間が実際にあるのかどうか。また、読んでもらっても、児童は、まず、ぴんとはこないし、そういうのを知るだけでもものすごく目的が達するのですけれども、これを読んで、知った上で、どういうふうにバリアがなくなっていくかというのは、指導する方がその内容を詳しく知らないと、とても児童を導けない冊子なのです。

一般の教科書ですと、小・中学校の教科書は、私どもでも、ある程度知識があれば教えたりできると思うのですけれども、こういうものは本当にバックをよほど理解した上で児童に言ってもらわなければなりません。若いやわらかい心に本当に響く時代ですし、吸収しやすい相手だけに、どう理解してもらうかを本当に考えて、工夫してもらえる先生が出てきたらなと願っているところです。

○石橋会長 まさに、今ご指摘いただいたことは、繰り返しになりますけれども、今後の この冊子の活用方法の検討になってくると思います。そういった意味では、次期の委員会 や部会で、引き続き、議論を進めていただくことになります。その辺については、次期の 宿題という形で取り扱っていただけたらいいと思います。

お時間の予定もございますので、今回、いろいろご提示された心のバリアフリーガイド わかりやすい版につきましては、冒頭に事務局からご説明ありましたとおり、小学校4年 生全員に配付することとして、また、今回いただいたご意見、修正意見等を踏まえて、基 本的にご承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、最後に、全体を通じて何かご意見がございましたら、お時間は限られますけれども、お受けしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 それでは、これで、本日の議題は全て終わりました。

会議を終了いたします。

最後に、事務局から何かございますか。

- ○事務局(平塚事業計画担当係長) ございません。
- ○石橋会長 そういたしましたら、長時間にわたりまして、ありがとうございました。 また、委員各位につきましては、2年間にわたりまして、お忙しい中をご参集いただき、 円滑な議事進行にご協力いただきましたことを心から御礼申し上げたいと思います。

両部会長も、ありがとうございました。

本日は、皆様から多くのご意見をいただき、無事に終えることができました。

私の進行は、これで終わりたいと思います。

最後に、事務局からよろしくお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局(木下企画調整担当課長) 皆様、お疲れさまです。

本日は、本当に皆様からたくさんのご意見をいただきました。重ねて、感謝申し上げます。

また、石橋会長、本日の会議の進行を本当にありがとうございました。

それでは、お時間となりましたので、これをもちまして、第10期第2回札幌市福祉の

まちづくり推進会議を閉会させていただきます。

委員の皆様方、2年間にわたりまして、活発にご議論をいただきましたことを、改めて 感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

以 上